

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 危険鳥獣

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という

）。第二条第六項の政令で定める鳥獣は、*Ursus arctos*（ヒグマ）、*Ursus thibetanus*（ツキノワグマ）及び
Sus scrofa（イノシシ）とする。と。
（第一条関係）

第二 緊急銃猟を実施する者の要件

一 緊急銃猟（麻酔銃猟であるもの以外のものに限る。）を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る法第三十四条の二第三項の政令で定める要件は、次のいずれにも該当することとすること。

（一）次に掲げる銃器を使用することにより緊急銃猟を実施しようとする者が、それぞれ次に定める狩猟免許を受けた者であること。

（1） 装薬銃 第一種銃猟免許

（2） 空気銃 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許

（二）過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること。

(三) 過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、危険鳥獣又はこれに類するものとして環境省令で定める鳥獣（以下「危険鳥獣等」という。）の捕獲等をした経験を有する者であること。

(四) 日出前又は日没後において、緊急銃猟を建物内以外の法第三十四条の二第一項に規定する住居等又はその付近において実施させるときは、その適正な実施のために必要な環境省令で定める射撃の技能を有し、かつ、その適正な実施に関する講習で環境省令で定めるものの課程を修了した者であること。

（第四条第一項関係）

二 緊急銃猟（麻醉銃猟であるものに限る。）を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る法第三十四条の二第三項の政令で定める要件は、過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする麻醉銃と同種の麻醉銃を使用して、危険鳥獣等の捕獲等をした経験を有する者であることとする。

（第四条第二項関係）

第三 緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するための通行の禁止又は制限の手続

一 市町村長は、法第三十四条の四第一項の規定により通行を禁止し、又は制限しようとするときは、通

行が禁止され、又は制限されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報しなければならないものとする。

（第五条第一項関係）

二 一の場合において、当該場所に鉄道が敷設されているときは、一による通報前にその施設を管理する者に協議しなければならないものとする。

（第五条第二項関係）

三 法第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限は、適当な場所にその旨及び理由その他環境省令で定める事項を掲示し、かつ、禁止し、又は制限すべき場所への通路に市町村の職員又は車両を配置し、その他その場所とその他の場所とを明確に識別できる方法により行わなければならないものとする。

（第五条第三項関係）

四 市町村長は、法第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限をしたときは、環境省令で定めるところにより、三により掲示した事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならないものとする。

（第五条第四項関係）

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 施行期日

この政令は、法の施行の日（令和七年九月一日）から施行するものとする。

（附則関係）